

令和4年11月18日

長与町議会
議長 山口 憲一郎

研修報告書

長与町議会議員研修要綱第7条第2項の規定により、次のとおり公表します。

1. 研 修 名 令和4年度市町村議会議員研修[3日間コース]
「地方議員のための政策法務～政策実現のための条例提案に向けて～」
2. 研 修 日 時 令和4年8月8日～10日（3日間）
3. 研 修 場 所 全国市町村国際文化研修所(JIAM)
4. 研 修 目 的 議員の資質向上及び議会の活性化に資するため
5. 研 修 参 加 者 安藤 克彦 議員
6. 所 見（成果）

8月8日	開校式・開講オリエンテーション
	講演1「地方議員と政策法務」（井川博氏）
	講演2「法制執務の基本」（穴戸邦久氏）
	演習導入（井川博氏）
	意見交換 班毎に演習の流れの確認と担当決め
8月9日	演習「条例立案演習」
8月10日	立案条例発表・意見交換・講評

機関委任事務の廃止やそれらに伴う自治事務、法定受託事務への区分見直しや義務・枠付けの見直し、権限の移譲等、地方分権改革を受けて地方公共団体の条例制定権の範囲は大幅に広がっている。これにより、議会の現場でも執行部から提案される条例案審査も大きく増えている。また、議会としても政策立案能力が期待されており、議員による条例案の提出も活発に行うべきと考える。長与町議会では近年議員（議会）から提案された条例は基本条例と倫理条例のこの2本にとどまっている。しかし、5月に議会で行われた研修会でも、「住民自治の根幹として議会がすべきこと」で多くの議員が「政策立案」を挙げた。本研修では具体的な条例作

成のプロセスと注意点を学びたいと思い参加した。

1日目 講演で重要と感じたことは、全国的にも地方議会の活性化とともに政策立案が強化されており、議員等による条例提案数が大幅に増えてきていること。条例以外の政策提案においても政策法務（法的検討や法令解釈）が重要なこと。憲法・法律と条例の関係があり、条例制定には限界があること等が挙げられる。また、条例作成に当たっては、必要性、目的の明確化が重要であり、そうすることにより、住民にも分かりやすく説明できるようになると感じた。

2日目 「条例立案演習」では、同じ班4人（富士河口湖町・犬山市・泉南市・長与町）の議員で「空家等対策の推進に関する条例案」の作成を行った。架空のJIAM市を想定（人口規模・産業・環境等）し、各参加者の自治体が抱える空家問題やまちづくりに対する思い等をフローチャートに記し、課題を明確にした。また、上位法（空家特別措置法、民法、地方税法等）との関係や問題点を洗い出し、条例の明文化を行ったのだが、条文自体は全8条程度だが、整合性の確認にはかなりの時間を要した。完成してみると、空家特別措置法で措置されない空家や、条例内で特定空家への未然防止に拘って作成した為、独自性が出せたのではないかと班では評価していた。

3日目 全10班が作成条例の発表を記者発表形式で行った。1班毎に他の班からの質疑と講師の講評があった。質疑では、「目的の中で謳われている事を具体的に条例に書くべきでは」との指摘を受け、反省すべき点であった。講師からは未然防止に拘った点を評価された。また、他班の条例も短期間での作成で荒さはあるが、懸命さが伝わるものばかりであった。

今回研修に参加して、初期の目的については概ね達成できたと考える。また、同じ目的を共有した他自治体議員との情報交換や交流も有意義であった。今回の成果を今後の活動に活かしていきたい。